

## 信託財産に対する受託者の権利に関する近時の判例について

はじめに

石尾賢二

金銭信託の受託者による解約及びその際の信託財産に対する受託者の権利に関する判例が二件存する。受託者である信託銀行が合同運用指定金銭信託あるいは金銭信託以外の金銭の信託において受益者の破産あるいは解散の際に貸付債権と受益権を相殺した、あるいは信託を解除し、信託財産に対する留置権を實行し、弁済充当し、また貸付債権と受益権を相殺した事例である。いずれも一審判断と異なり、控訴審では信託銀行の主張が認められ、最高裁では上告が受理されなかった。これらの判決から信託の性質について考察する。なお、本稿における信託法条文は旧信託法であり、改正信託法についてはその旨明記する。

一 受益者破産の場合の受託者の相殺に関する事例(京都地判平成二二年二月一八日金法一五九二号五〇頁、大阪高判平成二二年一月二九日判時一七四一号九二頁、最判平成一三年七月一三日金法一七五二号五三頁―最高裁は上告棄却、不受理)

### 1 事案の概要

原告は平成八年六月三日に破産宣告を受けた会社の破産管財人である。破産会社は信託銀行である被告に対して平成三年七月二日、信託期間は同日から元本支払期日(平成一〇年七月二日)の前日までの約定で合同運用指定金銭信託に二口、合計一億円信託した。原告は、破産宣告のなされた日、破産会社が本件信託にかかる元本及び収益配当金の入金先として指定していた口座を解約した。被告は、被告の別段預金口座に、平成一〇年七月一日に、本件信託の同年六月三〇日までの収益配当金六一〇万四二二四円を、同年七月二日に、元本一億円及び同月の一日分の収益配当金三万六三四五円をそれぞれ振り込んだ。被告は、同年七月二日時点で、破産会社に対し、貸付金債権を有していた。被告は、原告に対し、同年七日到達の書面で、その一部の債権をもって、原告の元本及び収益配当金交付請求権と、その対当額において相殺する旨の意思表示をした。それに対して破産管財人である原告が、被告に対し、合同運用指定金銭信託契約の終了に基づき、破産者が被告に信託した元本一億円及び収益配当金の内金六一〇万四二二四円の支払いを求めた事案である。即ち、合同運用指定金銭信託受益者の破産の際に、信託銀行が受益者に対する貸付金と受益者の元本・収益配当交付請求権を相殺したのに対して、受益者の破産管財人が信託銀行に合同運用指定金銭信託契約終了による元本と収益配当金の支払いを請求した事例であり、信託銀行の信託終了の際の受益者の貸付金との相殺

が認められるのか否かが争われた。

## 2 一審判決

一審はまず信託について以下のように述べる。「信託とは、委託者が法律行為によって受託者に財産権を帰属させつつ、同時に、その財産を一定の目的に従って、委託者のために管理・処分すべき拘束を加えるところに成立する法律関係をいう（信託法一条）。すなわち、受託者が財産権の名義者となり、財産の管理・処分の権限を取得するが、右権限は自己のために与えられたものではなく、他人のために一定の目的に従って行使しなければならないのであって、信託財産は、実体的に受託者の固有財産から区別される特性を持つ（信託財産の独立性）」。

そして、信託法一七条の「信託財産に属する債権」と「信託財産に属さない債権」との相殺を禁止について、信託財産が受託者の財産から独立したものであり、別個の法主体間の債権債務の相殺を禁止するものとし、本件において、受益債権と受託者個人の貸付金債権の受託者による相殺が「信託財産に属する債権」と「信託財産に属しない債権」の相殺とした上で、同様に別個の法主体間の債権債務であり、それらの相殺は一七条の趣旨に反して認められないとする。そして、信託終了後の元本・収益配当金交付請求権についても、信託契約とは別の単なる金銭債権と見ることができず、この場合に相殺を認めることは、受託者が自己の地位を利用して利益を図ってはならないという一七条の趣旨に反するとする。

信託の特質を受益者のために管理処分すべき拘束を伴った受託者への財産帰属であり、信託財産は受託者の固有財

産とは区別されるとし、信託法一七条については、別個の法主体間の債権債務の相殺を禁止するものとし、信託財産に属する債務と信託財産に属しない債権との相殺も禁止されるとするのである。

### 3 二審判決

二審は一七条の趣旨を以下のように述べる。「信託法一七条は信託財産の相殺禁止を定め、信託財産に属する債権と信託財産に属せざる債務とは相殺を為すことを得ず、と規定している。これは、信託財産の独立性、ひいては受益者の保護のため、受託者の個人債務の債権者がその債権と受託者名義になっている信託財産に帰属すべき同人の債務とを相殺することを禁じたものである。このことはその立法理由において『相手方ニ対シ信託財産ニ属スル権利ヲ有シ同時ニ固有ノ債務ヲ負フ場合(例ヘハ信託財産ヲ預入レタル銀行〔第三者である銀行〕ニ対シ受託者カ固有ノ取引ニ於ケル債務ヲ負フ場合)ニ於テハ……特ニ之ヲ禁止ス之ヲ許セハ信託財産ヲ受託者ノ固有債務ノ弁済ニ充ツルコトヲ得セシムルト同一ノ結果ヲ生スレハナリ』と説明されている」。信託財産の独立性については以下のように述べる。「信託は委託者の信託目的を達するため、信託行為によって、信託財産を受託者に帰属させて、同人に、その財産権を自己又は他人(受益者)のためその財産の管理又は処分をさせるものである(一条)。そこで、信託法は受益者の利益を保護するため、信託財産を受託者の財産から一定の独立した取り扱いを規定している。添附、混同の排除(信託法一八条、三〇条)、受託者の費用、損失の求償(三六条、三八条)、受託者の賠償責任(二七、二九条)や第三者に対する信託財産の処分の取消権(三条)などがこれである」。そして、信託財産の別主体性から本件相殺に一七条を類推適用することは相当でなく、信託存続中については、一、・受益債権と受託者の委託者に対する金銭債権は同

種の目的を有するものでなく、民法五〇五条一項所定の要件を欠く、二、・弁済期未到来金銭信託について貸金回収の都合で金銭信託の返済義務を発生させ、受動債権とすることはできない（本件債権については信託期間満了後の債権でありこの問題ではない）、三、・信託法三六条、三七条に規定するもの以外に受託者が信託財産に優先権を有しないという意味を含み、信託財産について受託者は一般債権者よりも優先した地位にあるべきでない。信託終了後は、信託法六三条により原信託の延長として法定信託が成立する。

合意相殺については、信託存続中の相殺合意は特段の事情のない限り効力がないとするが（債権の同種性要件は合意で排除可能であるが、その際は債権を特定することが必要であり、信託財産と貸金債権を相殺する合意は信託財産管理の余地をなくし、信託を終了させるものであるために慎重な合意が必要である。弁済期未到来も合意により期限の利益を放棄できるが、信託を途中で打ち切る明確な意思が必要である。信託法三六条、三七条の適用を回避し、信託を維持しながら、否定しかねないような合意も可能ではある。いずれも銀行取引約定書七条一項だけでは不十分である）、信託終了後の合意は元本、収益金が受益者に移転し、貸金債権との合意は通常の相殺であり、有効とする。信託終了後、信託法六三条による法定信託は元本等の移転という目的に限られ、原信託と同様の信託財産の管理運用という目的があるわけではない。本件において、信託終了後、口座が解約されているために、元本等は信託銀行の別段預金に振り込まれている。この別段預金は一時保管金の性質を有する。本件当事者はこのような満期後の金銭信託の元本、収益金とこれを引き当てとしてなされた貸付金について、銀行取引約定書七条一項による相殺の合意の存在を認識していたと考えられ、反対の意思表示など特段の事情が認められない限り、合意相殺は有効であるとする。

即ち、信託存続中の信託財産に属する債務と信託財産に属しない債権との相殺は、別主体間の相殺禁止ということではなく、同種の目的ではない、弁済期未到来、受託者は三六条、三七条以外の優先的地位にないということから否定されうる(信託存続中の合意相殺も可能ではあるが、不利益を明確に認識したものでなければならず、銀行取引約定書では不十分である)。信託終了後、法定相殺は法定信託の成立により認められないが、合意相殺は信託目的が元本等の移転に限られるために有効であるとするのである。

#### 4 問題点と諸見解

この事例で問題とされたのは以下の点である。

信託存続中、受託者による信託財産に属する債務と信託財産に属しない債権との法定相殺については信託法一七条によって認められないのか、三六条、三七条の反対解釈によって認められないのか、合意相殺は可能であるのか。

信託終了後の受託者による信託財産に属する債務と信託財産に属しない債権との法定相殺、合意相殺は可能であるのか。

#### (1) 信託法一七条の趣旨による相殺について

一審判決のいうように別主体間の相殺は一七条違反であることに對しては、批判が多い<sup>(1)</sup>。

一七条については以下のようにいわれる。

四宮『信託法』は相殺禁止を信託財産の独立性として扱<sup>(2)</sup>い、「信託財産に属する」・甲に對する・債権と「受託者

個人の「債務との相殺」「信託財産に属する」・甲に対する・債権と「他の信託財産に属する」・甲に対する・債務との相殺を許されないものとし、甲に対して負担する「信託財産に属する債務」と甲に対して有する「受託者個人の債権」との相殺は受託者も連帯責任を負うとして可能とする。<sup>3)</sup>

能見『現代信託法』は相殺禁止の範囲について受託者と相手方との関係についてであるとして以下のように述べる。受託者の相殺について、①受託者側からみて、「信託財産に属しない債務」と「信託財産に属する債権」の相殺は受託者固有の債務を信託財産で弁済することになり認められない。②「信託財産Pに属する債権」と「信託財産Qに属する債務」を相殺することはQの負う債務をPの財産で弁済することであり認められない。③「信託財産に属する債務」と「信託財産に属しない債権」を相殺することは受託者の財産で信託上の債務を弁済することであり、認められるとする。また、相手方の相殺についても同様に考えられるとする。<sup>4)</sup>

新井『信託法』は受託者の信託財産と固有財産が別物であることから一七条を捉え、別主体間の相殺ができないとする。そして、その射程として受託者個人の債権と信託財産に属する債務との相殺、受益者に対する貸付との相殺を挙げ、神戸地判平成二二年一月二七日、京都地判平成二二年二月一八日を紹介される。<sup>5)</sup>

中野『信託法講義』は、相殺禁止を受託者の行為の禁止とし、九条の受託者の利益享受の禁止にあたるとする。また、「信託財産に属する債務」と「信託財産に属しない債権」の相殺は可能であり、受託者は三六条の権利を行使できるとする。<sup>6)</sup>

改正信託法二二条一項は、受託者が固有財産又は他の信託財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務（固有財産等責任負担債務）に係る債権を有する者が、善意無過失でない限り、信託財産に属する債権に係る債務と

相殺することができないとし、三項は、信託財産に属する財産のみをもって履行の責任を負う債務(信託財産責任負担債務)に係る債権を有する者が、善意無過失でない限り、固有財産に属する債権に係る債務と相殺することができないとすることによって、適用範囲を明確にした。また、一項の相殺については、三一条二項により、信託行為に定めがある場合、受益者の承認のある場合、信託目的達成のために合理的に必要であり、受益者の利益を害しないことが明らかであるあるいは正当な理由のある場合、受託者は相殺を承認することができるとし(三二条二項)、三項の相殺については、単に受託者の承認により相殺が可能とされるとする(四項)。

(2) 受託者の受益者に対する債権による相殺について

四宮『信託法』は受託者による信託財産に属する債権と受益債務の相殺は当然には認められない(信託の本旨に反する、受益権の特殊性を無視することがあり得る)。受益債権と受託者個人が受益者に対して有する債権との相殺は別個の法主体間の債権債務であり、受益債権の準物権的保護と一般債権の性質の相違から認めるべきではないとされる。能見『現代信託法』は受益債権と貸付金債権の相殺は一七条とは別問題であるとす。受益債権は給付額が特定し、弁済期が到来した後は金銭債権として同種の債権になる。但し、信託の特殊性から相殺という簡易な弁済・清算が許されるかどうかは問題となる。信託財産は信託目的によって管理処分が制限されている財産であり、「受益者に対する貸付金債権」と「受益者の受益債権」との相殺は課された制限(信託目的)の趣旨から適当かどうか判断すべきであるとする。

そして、信託存続中、信託法一六条、三六条、三七条による信託財産の保護は直接この相殺を否定する根拠とはな



らず、問題は、「受益債権の利益」を誰が享受すべきかであり、「受託者による受益債権の取得」が認められるのかである。信託財産は信託目的によって拘束された、受託者の固有財産とは別個の財産であり、受託者の分別管理義務や忠実義務によって管理される財産であり、受益債権はそこから支払いを請求する権利であるという性質から、特別の義務を負う受託者に相殺による履行拒絶を認めることが忠実義務違反の疑いがあるとする。<sup>8)</sup>

改正信託法において、この問題は相殺禁止に関する二二条の問題ではなく、三一条一項一号の信託財産に属する財産を固有財産に帰属させることには、無効と解されるが、合意などによる承認が認められる(二二項)。

(3) 合意相殺について

四官『信託法』は、一七条が当事者全員による相殺契約を禁止するものではなく、ただ、三者による相殺契約にあつては、受託者は受託者としての資格と個人としての資格を兼ねて相殺契約することになるから、忠実義務違反が問題となるとする。そして、相殺契約の結果、債務を免れた受託者個人が機関としての受託者に填補して初めて相殺による決済が有効になるとする。<sup>9)</sup>

能見『現代信託法』は一七条は任意規定であるので、当事者・利害関係人の合意により排除することができると思われる。但し、受託者がそのような合意をなすことが利益相反行為あるいは忠実義務違反に当たるといふ問題については信託財産に不利益の生じない状況で受益者の承諾の下に有効と解しうるとする。

そして、受益債権と貸付金債権について相殺契約が認められるか否かについては受益者の同意があれば許容されるところ<sup>10)</sup>と考えるべきであるとする。

このように合意相殺については信託存続中か終了後かにかかわらず効力を認める学説が多い。<sup>1)</sup>

改正信託法においては前述のように合意相殺を認め、合意等による利益相反行為の容認可能性を規定する。

(4) 終了後の法定相殺について

松井判例評釈は、法定信託について、受託者が信託財産を帰属権利者に移転するのに必要な限りで、受託者としての義務を負うとする学説(四宮『信託法』三五二—三頁)と帰属すべき財産が確定しないなど信託財産が移転可能な状況にない場合に法定信託が成立すると解する学説(道垣内弘人「最近信託法判例批評(三)」金法一五九三号二三頁)があるとし、受託者が信託財産を受益者に移転する前に債権回収行為に入ることは不当な場合もあり、信託期間満了後も法定信託により受託者に忠実義務を課すことはあり得るとする。但し本件においては当該金銭が預金的性格を有していたので、相殺を制限する必然性があつたとは考えにくいとする。<sup>12)</sup>

改正信託法一七六条は清算終了までの信託の存続を規定する。

(5) 破産法一〇四条との関係について

破産法一〇四条は破産債権者が破産宣告後、あるいは破産宣告前でも支払い停止・破産申立を知った後に負担した債務との相殺を禁止するが、道垣内判例批評は約定によって既に相殺の期待を有していた場合は可能とする。<sup>13)</sup>

(6) 銀行取引約定書の効力について

銀行取引約定書の信託への適用について、否定する事例もあるが(神戸地判平成二二年一月二七日)、それに対する批判も多く、銀行取引約定書の信託への適用については当事者の意思解釈といわれる<sup>(15)</sup>。

二 受益者解散による受託者の解除権行使とそれに基づく留置権、相殺に関する事例(神戸地判平成二二年一月二七日判時一七二三号二二六頁、大阪高判平成一三年一月六日判時一七七五号一五三頁、最判平成一六年二月一六日金法一七四四号五六頁―最高裁は上告棄却、不受理)

### 1 事案の概要

原告と被告は昭和五三年二月一五日、銀行取引約定書を取り交わし、預金取引、貸付取引などの銀行取引を行ってきた。昭和六一年一〇月二四日、特定金銭信託契約証書を取り交わし、被告を委託者兼受益者、原告を受託者とする信託契約を締結し、二〇億円を信託した。本件契約は金銭信託(信託設定時の信託財産が金銭であり、信託終了時に交付される信託財産も金銭である)であり、信託財産を投資顧問会社の指図に従って株式・公社債等に運用する運用方法及び目的物の種類を具体的に定めた「特定金銭信託」であった。存続期間は昭和六二年三月二〇日までであるが、存続期間を一年として延長されてきた。平成三年二月二〇日、信託の種別を「特定金銭信託」から「金銭信託以外の金銭の信託」(設定時の信託財産は金銭であるが、終了時に信託財産を現状のまま交付すべき信託)に変更した。被告は平成七年九月一六日に解散し、同月一八日に特別清算開始を申し立て、一〇月三日、特別清算手続を開始し

た。代表清算人の申し出た協定案が平成八年三月一五日の債権者集会において可決され、一八日に認可された(ア)平成七年一〇月二日までの原因に基づき発生した債権を特別清算債権とする。(イ)特別清算債権は別除権付債権、債権譲渡担保付債権、一般債権とする。(ウ)別除権付債権は債権者において当該担保目的物を換価処分し、換価費用を差し引いたものを弁済に充当し、残額は一般債権の例に従い配当を受ける。(エ)一般債権は基準日以降の利息等を免除し、前払利息については基準日において債権の弁済をしたものとみなし(配当基準債権)、債権譲渡担保付債権の債権者は配当基準債権額の四三%、一般債権者は四八%を放棄した上で平成一三年四月二日まで六回に分割して配当を受ける)。

原告は被告に対して一四一億七八三九万五八一五円の債権を有していた(当座貸越金一口、証書貸付金二口、手形貸付金八口、求償債権一口、預金残高との相殺、前払利息のみなし弁済を差し引く)。

原告は平成七年九月二〇日到達の書面で本件契約を一二条三項に基づき解除した。同日被告に帰属する本件証券を商法五二一条に基づき留置する旨通知した。原告は本件別段預金四八六万七二二七円(解除に伴う一時保管金)について貸金債権の遅延損害金分と対等額で相殺する旨の意思表示をした。原告は株式の売却代金等七億二一八七万五五〇〇円について保留とし、被告が原告主張の配当基準債権額に従って配当した上、この換価処分の効力が解決した際に精算する旨合意した。

被告は平成一〇年九月二八日の第四回中間配当(配当基準債権額の三%)に際し、原告に対する配当基準債権(三%)は四億二五三五万二八七四円)についてこの本件処分価格の同額部分を「みなし配当」とする旨通知した。平成一一年三月二六日の第四回清算配当(配当基準債権額の三%)において原告に対する配当額から本件処分価格と前

記みなし配当額の差額二億九六五二万三六三六円を差し引いて配当した。さらに平成一二年三月二十九日の第五回中間配当（配当基準債権の三％）において原告が相殺した四八六万七二二七円をみなし配当金として控除して配当した。

本件は委託者である会社が解散決議を行い、特別清算手続が開始した後、受託者が信託契約を「信託目的の達成が困難となったと認めたととき」に該当するとして解除し、信託財産について商法五二一条の留置権を行使し、信託財産を換価処分し、貸付金を相殺し、その差し引いた金額を配当基準債権額とする確認を委託者に求めた事例である。

## 2 一審判決

信託の委託者・受益者が特別清算開始を申し立てることが信託契約における「経済情勢の変動その他相当の事由により信託目的の達成もしくは信託事務の遂行が困難となった」場合に該当するかどうかについて、「特別清算は、解散によって清算中の株式会社は債務超過の疑いがある等の場合、商法四三二条以下の規定に従い、清算人等の申立てを受けて裁判所の決定で開始され、裁判所の監督下で、債権者との協定を柱として進められる清算手続であり、一種の倒産手続であるが、典型的な倒産手続である破産と比較した場合、法律による統制がかなり緩やかである。例えば、特別清算の開始決定がされても、会社（清算人）の財産管理権限は剥奪されず、会社（清算人）による会社財産の管理が許されており、任意の弁済は全面的には禁止されないし否認権の制度もない。」したがって、「被告が、信託契約の当事者となる資格・適格を喪失するということになるわけではないし、本件信託に関する原告の権限に影響が生じる（原告がした処分行為が後に否認権の行使によって否定される）といった事態が生じるわけでもないのであるから、被告が特別清算の開始を申し立てた事実、信託事務の遂行を困難ならしめる事情とすることはできない」とする。

「特別清算における清算人は、協定に従って弁済を行うための弁済原資を獲得するため、適切な時期に、有利な条件で会社財産を換価すべきである」が、「本件信託が・・・極端に投機的な資金の運用(外国為替や商品取引への投資)を目的とするものでもないのであるから、被告の清算人としては、特別清算開始を申し立てた後協定が認可されるまでの間(あるいは協定に従って実際に弁済を行うまでの間)、運用リスクとの関係で可及的速やかに本件信託を終了させることが当然に期待されていたということはできず、被告の清算人が信託の期間が終了するのを待ち、株式や公社債の現物の交付を受け、適宜の時期にこれらを換価することは何らとがめられる事柄ではない」とする。銀行取引約定書七条一項による解約については信託業務が銀行法所定の業務に含まれず、適用されないとする。

そして、信託財産の処分について、本件別段預金と特別清算債権との相殺は信託法一七条に反するとし、信託業務に関する本件別段預金について本件契約条項一四条が、銀行取引約定に優先して適用されるので、銀行取引約定による相殺あるいは差引計算はできないとする。また、本件証券は、信託終了前は原告の所有に属する財産であるので原告に留置権が発生する余地はないとする。受益権に質権設定することは可能であるので、「ただ単に本件信託が信託財産を融資見合いとする信託であるとの理由から、直ちに、原告による本件証券の処分を正当化することは困難である。」

このように一審判決は、まず、特別清算開始の申立は信託事務の遂行を困難とする事情に当たらず、特に投機的な運用を目的としない本件信託においては清算人に迅速な終了が期待されるものでもないとして解約が認められなかった。そして、信託財産と特別清算債権の相殺は信託法一七条違反であり、銀行取引約定が優先することもなく、信託

終了前の留置権もあり得ない（質権設定は可能であった—信託法一七条に反しない）とした。

### 3 二審判決

#### (1) 信託契約に基づく解除

委託者・受益者は解散以後、清算目的の範囲内においてのみ存続する。清算目的は、会社のすべての権利義務を処理して残余財産を株主に分配することであり、もはや営業を続行することができず、清算人は現務を結了した上、債権の取立て、財産の換価、債務の弁済などを行う。このことは特別清算手続に移行した後も変わらない。「本件信託は、控訴人において信託財産を兵銀投資顧問の指図に従って株式・公社債等に運用するというもので、利殖を目的とするものであることが明らかであり、かつ、運用の結果、利益ではなく損失を生じさせる危険性を常に内包するものである以上、権利能力が清算目的に限定された被控訴人に本件信託を継続させることは許されないものといわざるを得ない。」「したがって、被控訴人の解散という事態は、信託財産の運用による利殖という本件信託の目的を達成することを困難にさせるものであるから、本件契約一三条三項の『経済情勢の変動その他相当の事由により信託目的の達成が困難となったと認めるとき』に該当するというべきである。」

#### (2) 銀行取引約定の適用

本件信託取引について本件銀行取引約定が適用されるかについて、銀行取引約定書ひな型の七条二項では、「前項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知および所定の手続を省略し、私にかわり諸預け金の払戻しを受け、債務

の弁済に充当することもできません。」となつてゐるのに対し、本件銀行取引約定書の七条一項には、「いつでも貴社は相殺し、または、私の預金、その他の債権につき、事前の通知および所定の手続を省略し、払戻し、解除または処分のおえ、その取得金をもつて債務の弁済に充当することができます。」と定められ、「解除または処分のおえ、その取得金をもつて」の文言が加わつていて、信託銀行では貸付先から預金以外に金銭信託等を受託していることがあり、これらについても弁済充当の対象とするものと考えられるとする。また、本件銀行取引約定(二条一項)には、「手形貸付……その他いっさいの取引に關して生じた債務の履行」についてこの約定に従う旨定められていて、その適用範囲に信託取引も含まれるような文言になつてゐる一方、本件契約には、信託取引につき本件銀行取引約定の適用を排除するような趣旨の条項が特に見当たらないので、契約当事者の意思解釈として、信託取引についても本件銀行取引約定が適用されることを前提としてゐると解し得るとして、銀行取引約定が信託取引にも適用されることを想定して本件銀行取引約定書を取り交わしたものと推認されるとする。

### (3) 商事留置権

商事留置権の成否については、信託終了後、法定信託が存続するが、解除によつて終了した場合に「受託者において信託財産の更なる運用を行うことは相当でなく、受託者の職務内容は、帰属権利者への残余財産の復帰、すなわち、帰属権利者への信託財産の権利の移転と同人に対抗要件を具備させることが主たる目的となる。したがつて、本件信託のような特定金外信託の場合であつて、信託法三六条一項、三七条等に該当する事情がなく、かつ、帰属権利者(受益者)である被控訴人に移転すべき信託財産が特定してゐて、権利移転に特段の障害が存しない場合には、信託



契約の終了時に帰属権利者への権利帰属が即時に生じると解しても、信託法六三条の趣旨に反するものではない」として権利移転を認めた上で、貸金債権（期限の利益喪失）につき商法五二一条の留置権を行使できるとする。

（４）換価処分・充当・相殺

留置権の行使として本件銀行取引約定四条四項に基づく換価処分について、「本件銀行取引約定は、本件信託取引を含めて、控訴人と被控訴人との間の取引全般について適用される。また、留置権は、形式競売の申立権が認められている（民事執行法一九五条）が、他の債権者は配当要求をすることができず、目的物の換価金は留置権者に交付される。留置権者は、目的物の所有者に対して換価金返還債務を負うが、目的物の所有者が被担保債権の債務者であるときは、上記換価金返還債務と被担保債権とを相殺することで、事実上優先弁済を受けることができる。このように留置権者である控訴人は、留置権の目的物である本件証券を担保として優先弁済を受け得る立場にある」とし、本件処分を適正なものとして有効とする。弁済充当については本件銀行取引約定七条一項に基づくものであり、信託法の強行規定等に反しないときは、有効とする。

そして、本件相殺、本件換価処分及び本件弁済充当が信託法の規定に違反するかについて「まず、信託法九条は、受託者が受益者を兼任することを禁止するものであり、受託者が委託者の名義を利用して受託者自身の財産を信託財産とし、強制執行や相殺を免れようとすることを禁止する趣旨の規定であると解される。したがって、控訴人が本件相殺、本件換価処分及び本件弁済充当を行うことは、信託法九条の規定に何ら反するものではない」とする。「次に、信託法二二条は、信任を受けて他人の事務を処理する者は他人の利益のためにのみ行動すべきであるとする受託者の

忠実義務の一内容として、受託者は、受益者の利益と受託者個人の利益とが衝突するような利益相反的地位に身を置いてはならない旨を定めた規定と解される。しかし、本件契約の解除後に、控訴人が本件相殺、本件換価処分及び本件弁済充当を行うことは、信託法二二条の規定に違反するものではないと解するのが相当である」とする。その理由として、解除後は残余財産の復帰という目的の範囲でのみ忠実義務を負い、その内容は本来の二二条の適用場面と異なり、委託者・受益者も本件信託財産を担保とする意思を有し、受益権への質権設定は二二条に抵触せず(大審院昭和八年三月一四日民集一二巻三五〇頁)、「受益者があらかじめ信託財産の移転請求権を担保として提供すること、逆に受託者がこれを担保にするという期待を持つことも不合理とはいえない」とする。「信託法三六条、三七条は、受託者が、信託財産の当然負担すべき費用を支弁し、又は信託事務の処理に際して受託者に過失なくして損害を被った場合、もしくは信託財産から報酬を受けるべき場合に、同法二二条の原則を排除し、信託財産を売却換価することに より、そこから支払を受けられるようにするという趣旨の規定であり、同法三六条、三七条所定の場合以外は同法二二条の適用が問題となることを定めたものと解される。しかし、本件相殺、本件換価処分及び本件弁済充当が同法二二条に違反しないので、同法三六条、三七条の規定の反対解釈をもってその効力を否定することはできないというべきである」とし、その他いづれも信託法規定には反しないとする。

このように二審判決は、まず、会社は解散以降、清算目的においてのみ存続するので、清算人は現務を結了しなければならず、信託の継続も認められず、信託目的達成の困難となったときと認められるとして契約条項に基づく解約を認めた。そして、相殺予約等の存する本件銀行取引約定については信託への適用を前提とするものとする。

留置権については、信託終了時に特定している信託財産が即時に受益者に帰属するとした上で、留置権の成立を認め、相殺、及び留置権の行使としての換価処分と弁済充当を、銀行取引約定により有効とする。

最後にこれらの相殺、換価処分、弁済充当が信託法に違反するの否かについて、九条（受託者受益者兼任の禁止）、二二条（忠実義務）、三二六条・三七条（費用償還）に違反しないとす。

#### 4 問題点と諸見解

この事例において、受託者による信託契約の解除、解除後の商事留置権の成否、銀行取引約定による相殺、弁済充当が問題とされた。

これらの問題について、神戸地判平成二二年一月二七日に対する判例評釈が存する。

#### (1) 信託の終了

四宮『信託法』は終了事由として、一、・信託行為の定め（五六条）、二、・目的達成・達成不能（五六条）、三、・信託の解除を挙げ、解除については、信託行為の定めによる解除権（五九条）、委託者が信託利益の全部を享受する場合の委託者の解除権（五七条）、受益者が信託利益の全部を享受する場合、受益者が信託財産をもってしなければ債務を完済できないときその他やむを得ないときの裁判所による解除権（五八条）を挙げる。<sup>19)</sup>

能見『現代契約法』は受益者の債権者による解除請求について、やむを得ない事由の存在を厳格に解する対処が必要とする。また、解除特約については当然認められるので、五九条は五七条による解除を困難にする特約を認める趣

旨とされる。<sup>17)</sup>

改正信託法一六三条は、終了事由として、信託目的達成・達成不能(一項一号)、受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態の一年間の継続(二号)、受託者が欠け、新受託者が一年間就任しないこと(三号)、五二条により費用償還、費用前払のための信託財産が不足しているために受託者が信託を終了させたとき(四号)、信託の併合(五号)、一六五条により信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情のために信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他に照らして受益者の利益に合うに至ったことが明白であるとき、あるいは一六六条により公益の確保のために必要なときの信託の終了を命ずる裁判(六号)、信託財産についての破産手続の開始(七号)、委託者の破産手続、再生手続、更生手続、開始決定による信託契約の解除(八号)、信託行為の定め(九号)を挙げる。一六四条は委託者受益者の合意による終了を定める(委託者の現に存しないときは適用されない)。

(2) 信託契約二三条三項による解約について

道垣内判例批評は、信託契約二三条三項による解約について、解散により清算会社は積極的運用活動ができず、特定金外信託は運用方法を委託者あるいは委託者から指図を受けた者によって特定されるものであり、受益者の解散後も指示を続けることは積極的運用をなすことに当たる。また運用をなさないことは特定金外信託が機能しないことになるために、信託目的達成が困難になった場合に当たるとされる。<sup>18)</sup>

角判例評釈は、信託契約二三条三項による解約の認められる場合として運用指図が法律上許されなくなった場合を挙げ、リスク取引に該当する本件特定金外信託は清算中の会社に認められず、運用指図が許されなくなった場合に当

たり、管理信託が成立するのではないとする。<sup>(19)</sup>

島田判例評釈は特定金外信託の存続が清算に向けての財産維持活動になりうるとして信託目的達成が困難になったとは直ちには言えないとし、受託者に不利益が及ぶこともないとする。<sup>(20)</sup>

(3) 銀行取引約定による解約について

道垣内判例批評は、銀行取引約定七条一項による解約について、委託者兼受益者の信用状態悪化により信託契約が解約されると定めるものを運用方法が委託者またはその指定する者の指図によつていものについての信託銀行の債権回収の必要性からであるとし、普通銀行による銀行取引約定書と信託銀行の用いる銀行取引約定書の文言の相違はこのような相違を念頭に置いているとし、銀行取引約定が信託取引にも適用されるべきであり、信託取引の解約も本条により認められるとする。<sup>(21)</sup>

角判例評釈は、銀行取引約定七条一項について、銀行が用いるものと信託銀行が用いるものの相違を指摘し、本件では信託契約への適用を前提としているが、信託の論理から適用排除される場合もあるとする。そして七条一項によつて解除できるのかどうかについては、実質的に存続している信託の信託財産を債権回収に充てる場合の忠実義務の問題があると共に、実質的に信託財産を自己の貸金の引当にする信託の根幹に関わる問題があるとする。<sup>(22)</sup>

(4) 商事留置権などについて

道垣内判例批評は、信託終了によつて残余財産が当然に帰属権利者に帰属するわけではないとする通説の根拠とし

て、物権行為独自性説の影響を指摘し、それを認めない場合には、終了によって特定している信託財産の受益者への即時の帰属を認めることができ、商事留置権も成立するとする。そして、その実行については最判平成一〇年七月一四日に基づき、受託者が特別清算手続きにおいて特別の先取特権への転化の有無にかかわらず、優先弁済を受けることができ、相場のある有価証券についての任意処分も妥当とし、債権履行期も到来し、その額も本件証券額を超えているとして、銀行取引約定四条四項による換価充当が認められるとする<sup>(23)</sup>。

鳥田判例評釈は、相殺、商事留置権による優先的充当については、利益相反行為に当たるとし、ただし、この忠実義務は合意によって排除可能であるが、約款の作成者の有利な解釈は抑制的にすべきであること、予見可能性からも合意によって排除されているとはいえないとする<sup>(24)</sup>。

### 三 検討

上記二事例で問題とされた点は以下である。

信託存続中、受託者による信託財産に属する債務と信託財産に属しない債権との相殺については信託法一七条によって認められないのか、三六条、三七条の反対解釈によって認められないのか、合意相殺は可能であるのか。

信託終了後の信託財産に属する債務と信託財産に属しない債権、あるいは信託財産に属しない債務と信託財産に属する債権との法定相殺、合意相殺は可能であるのか。

受託者による信託解除権の行使はどのような場合に可能であるのか。

費用等の補償請求権による信託財産の売却以外に、信託終了後の信託財産について受託者の受益者に対する債権に

よる留置権に基づく換価充当は可能であるのか。

銀行取引約定は適用されるのか、そして信託契約条項と銀行取引約定書条項との関係はどのように考えるのか。  
その他の信託法の問題はどう考えるのか。

### 1 受託者による解除について

一般的な信託終了事由の当てはまる場合にはもちろん受託者が終了を主張できるのであるが、その他に受託者の解除権が認められるかについては、約定のない限り認められず、信託条項において（受益者の同意が必要な場合はある）、あるいは受益者の同意によって認められようと考えられる。ただし、多くの論者が指摘するように、本来受益者の利益を目的とする信託においては受益者の利益のための解除権のみ認められ、従って、信託の趣旨から受託者による解除権を認める合意自体厳格に解されうる。

信託条項による今回のケースのような信用悪化による解約可能性についても当事者の意思解釈による。即ち、約定の「経済情勢の変動その他相当の事由により信託目的の達成もしくは信託事務の遂行が困難となった」場合の解除権について、信託目的から信託の終了として受益者の意図していたことに基づき今回の状況がそのような「経済情勢の変動その他相当の事由により信託目的の達成もしくは信託事務の遂行が困難となった」場合に当てはまるのかから考察されなければならない。即ち、当該特定金外信託において解散、清算手続きの開始が受託者による解除が認められる場合として受益者が合意していたものであるのかである。

銀行取引約定による相殺等の前提としての信託解除についても、銀行取引約定が適用される信託においては、信託

法の利益相反行為禁止規定、相殺禁止規定の趣旨を考慮した上、受託者の受益者に対する債権回収の前提としての解除が受益者のために合意されたのか等、当該条項の効力が信託の趣旨から解釈される。

改正信託法は、一般的な終了事由の他に、費用に対する信託財産の不足のための受託者による終了、その他、特別な事情による裁判所の終了命令を規定する。

## 2 相殺禁止について

信託法一七条は「信託財産に属する債権」と「信託財産に属さない債権」との相殺を禁止するが、これは多くの論者の指摘するように、受託者が信託財産から利益を得ることを禁ずる趣旨と重なる場合があり、また忠实義務違反となりうる。そして、信託財産の独立性からこの禁止は強く要求されていると解される。従って、受託者が受益者に対する債権と信託財産に属する債務を相殺できるのかどうかについても同様に強く忠实義務に反する場合はあると考えられる。また、このことは信託終了後においてもあてはまりうる。

このことから、合意相殺が可能であるのかどうかについては、利益相反行為については合意による有効性が認められるのであるが、この相殺が強く忠实義務に違反する可能性から合意自体の有効性が慎重に検討されなければならない。従って、問題となるのはこのような合意が受益者の利益となるのか、そのような状況を認めることについて受益者の真摯な理解の上なされたものであるのかであり、また、それが受益者にとって不当な不利益を課すものではないのかである。

銀行取引約定による相殺についても、それが適用される場合、忠实義務等の問題があり、信託目的から不当な条項



に当たらず、解除と同様に受益者の不利益にならず、合意相殺として認められるときは有効とされる。

改正信託法は、相殺禁止の場合を具体的に規定するために、受託者の受益者に対する債権と信託財産に属する債務の相殺については利益相反行為禁止の問題となり、合意などによる承認が認められるが、合意の効力については同様に厳密に解される。

### 3 商事留置権について

商事留置権は商人間において商行為によつて債権が生じ、弁済期が到来した場合に債務者の所有する物、有価証券を商行為に基づき占有する場合に成立するものである（特約による排除は可能である）。

商事留置権については、手形に関する商事留置権が破産手続き開始後、特別の先取特権となるのであるが、留置権を失わないとし、取り立てた金銭を充当できるとする最判平成一〇年七月一四日民集五二卷三号八一三頁がある。<sup>26</sup>

このような商事留置権の信託財産に対する主張については商人間の取引の特質よりも信託関係の特質が考慮されるべきであり、その点において信託財産に関する受託者による相殺と同様と考えられる。

即ち、信託財産についてはもともと受益者に準物権的な権利が帰属しているので、信託終了時に受益者に信託財産が帰属すると考えることも可能であるが、終了後も法定信託が存続し、信託に依じて一定の目的が存続するために、原則として、相殺と同様に忠実義務から留置権を主張できないと考えられる。

受益権に対する質権設定についても同様に忠実義務の問題がある。

留置権の主張、換価、充当などに関する銀行取引約定による合意の可能性についても同様に厳格に解され、信託目

的から不当な合意と解されないときは有効となりうる。

改正信託法は、合意などによる忠実義務排除の可能性を規定し、信託行為の定めによる終了時の帰属権利者について規定する(一八三条)。

#### 4 銀行取引約定について

受託者による解除、相殺、留置権の主張などの以上の解釈は一般論としての信託に基づくものであり、個別に預金と同様に扱うことを前提とする信託について、例えば信託財産を担保とする貸付を予定するものなどについては、その信託目的に基づき基本的には預金と同様の扱いが認められ、銀行取引約定の当然の適用が認められることも考えられうる。例えば、金銭信託あるいは特定金外信託において、信託銀行の受益者に対する貸付について、預金を基礎とした貸付に関する取扱いを前提として、同様に受益者の信用不安の信託財産からの回収を認めることを受益者が予定するものであるときは、銀行取引約定の適用が認められうる(本事例においては当事者が預金と同様の意識で金銭信託を行ったことは推測されうるが、信託の性質を理解し、そのような事態を想定し、合意していたとは考えにくく、その場合の解釈については、信託銀行の方からの預金を前提とする主張が容れられるとは考えにくく、異論が生じる余地もあり得る)。また預金の相殺等において議論された第三者との優劣も再び信託受益権に関して議論されなければならぬ。

銀行取引約定と信託条項の関係についてであるが、信託については信託条項がまず効力を有する。銀行取引約定はそれが当該信託をも念頭に置いて規定されている場合は効力を有する。但しその場合でも個別の信託条項が優先する。

即ち、個別の信託目的によつては銀行取引約定の個別の規定の適用が否定されうる。また、約定の内容自体も信託法から否定されうる場合が生じうる。

#### 四 受託者の信託財産に対する権利と忠実義務

以上見てきたように、信託財産に対する受託者の権利について、合意、約定の効力をめぐる受託者の忠実義務が問題となる。

イギリス法において、受託者の義務として、一、・信託財産の分別管理、二、・信託基金の資産価値を守ること、三、・受益者全体の利益を公平に考慮して管理すること、四、・収益に対する受益権者と元本に対する受益権者を区別して分配し、計算書類などを保管すること、五、・誠実に、設定者の合理的な期待に反しないように権限を行使すること、六、・自己の利害が信認義務と衝突する可能性のある立場に立たないこと（あらかじめ許可されない限り、自己取引は禁止される）、七、・報酬を受ける受託者は専門家に合理的に期待される注意を払うこと、八、・自己執行義務が挙げられている。<sup>(26)</sup> 受託者は自らの利益を優先することができず、厳密な説明義務が課され、受益者の最善の利益のために、正直かつ誠実に行為しなければならず、排除できない基本的義務として、受益者に対する情報提供義務、誠実に行為する義務（その際、免責条項は肯定されうる）<sup>(27)</sup> が挙げられる。

信託法において忠実義務として、受託者が信託により利益を得ることの禁止、自己取引の禁止などが挙げられる（九条、一二二条）。

四宮『信託法』によると忠実義務とは受託者がもつばら信託財産の利益ために行動すべきであるということであり、

- 一、・信託財産の利益と受託者個人の利益とが衝突するような地位に身を置かない、
- 二、・信託事務の処理に際して自ら利益を得てはならない、
- 三、・信託事務の処理に際して第三者の利益を図ってはならないとされる。<sup>(28)</sup>

能見『現代信託法』は、一、・受益者の利益と受託者の利益の衝突する場合(自己取引、それ以外の利益相反行為)、二、・受益者の利益と第三者の利益が衝突する場合、三、・ある信託受益者の利益と別の信託受益者の利益が衝突する場合を挙げ、第一類型の自己取引以外の利益相反行為として、受託者による信託財産の利用(自行預金)、信託財産による受託者への投資などを挙げ、定型的な取引であり、信託財産に不利益を与えない自己取引は忠実義務違反とならないとし、二二条の直接当てはまらない類型については当事者の許容、受益者の同意により許されるとする。<sup>(29)</sup>そして、日銀ネットを使って清算される銀行間取引では、一旦銀行勘定との取引として扱われ、その後銀行勘定から信託勘定に移転するという強制された自己取引は、他の選択肢がないために二二条は適用されないとする。<sup>(30)</sup>

新井『信託法』は忠実義務として、一、・利益相反行為の禁止、二、・信託報酬以外の利益取得禁止を挙げ、善管注意義務に包含されるとする。<sup>(31)</sup>そして、忠実義務の現代的ジレンマとして、例えば、信託勘定の余裕金、未運用元本等の資金を銀行勘定に移転する銀行勘定貸の問題、信託財産を外国証券で運用する場合の円貨から外貨への交換を信託銀行が行う問題など、現代型金融サービスと忠実義務規定の抵触が生じる場合において、実質的に受益者の不利益とならない事案について少なくともも受益者の同意の存在ないし標準的な市場取引条件への準拠性を要件として忠実義務違反の否定されることを明確にする必要があるとする。例えば、貸付信託法において一定の条件の下で受託者の固有財産による受益証券の取得が認められ、資産流動化法において、固有財産による受益証券の引き受けを認め、投

信法は受益者の保護に欠ける恐れのない取引を忠実義務違反から除外するとする。また、以下の信託協会における信託勘定・信託銀行の固有勘定間の取引ルールを引用する。「信託勘定と受託銀行の固有勘定との間で為替取引、通貨・金利スワップ取引及びその他これらに類する取引を行う場合は、以下の諸点を遵守するものとする。1・取引条件は、市場価格（時価）等の公正な取引条件によるものとする。2・受託銀行は、取引を行った場合には、その取引記録等の書類を残すものとする。3・受託銀行は、取引の正当性を確保するために、厳正な管理を行うものとする。なお、信託勘定と受託銀行の固有勘定との間で行う為替・スワップ取引等のうち、①法令または信託約款等の定めに基づいて行うもの、②受益者の承認を得たもの、または③委託者（またはその代理人を含む）から指図を受けて行うものについては、それぞれの規定、承認、指図に基づく条件にて取引を行うものとする」。同一人に対する銀行勘定と信託勘定からの貸付である競合貸付についても基準の明確化等が必要とし、現行実務においては利益相反の問題が生じていないとする<sup>32</sup>。

改正信託法三一条は、利益相反行為として禁止される行為として、信託財産に属する財産を固有財産に帰属させ、又は固有財産に属する財産を信託財産に帰属させること（一項一号）、信託財産に属する財産を他の信託の信託財産に帰属させること（二号）、第三者との間において信託財産のためにする行為であつて、自己が第三者の代理人となつて行うもの（三号）、信託財産に属する財産につき固有財産に属する財産のみをもつて履行する責任を負う債務に係る債権を被担保債権とする担保権を設定すること、その他第三者との間において信託財産のためにする行為であつて受託者又はその利害関係人と受益者との利益が相反することになるもの（四号）を挙げる。そして三一条二項によ

り、信託行為に定めがある場合、受益者の承認のある場合、信託目的達成のために合理的に必要であり、受益者の利益を害しないことが明らかである、あるいは正当な理由のある場合、可能である旨規定される(三項はそのような行為についての受益者に対する通知義務を規定する)。

信託業法は、信託会社(信託業を兼営する金融機関)の忠実義務として、信託財産を自己の固有財産及び他の信託財産と分別して管理するための体制、その他信託財産に損害を生じさせることのない体制を整備しなければならぬとし(二八条三項)、通常の取引と異なる条件が信託財産に損害を与えることとなる条件である取引を行うこと、信託目的、信託財産の状況、信託財産の管理、処分の方針に照らして不必要な取引を行うこと、信託財産に関する情報を利用して自己又は受益者以外の者の利益を図る目的で取引すること、その他信託財産に損害を与える行為などが禁止される(二九条一項)。また、自己又は自己の利害関係人(株式の所有関係、人的関係において密接な関係を有する者として政令で定める者)と信託財産との間の取引については信託契約において定めがあり、信託財産に損害を与える恐れのない場合を除いてできないとされ(二九条二項)、その際の書面交付義務(二九条三項)が規定される。自己と信託財産間の取引として具体的に、一・信託財産を信託会社等の固有財産として取引すること、二・信託会社等の固有財産を信託財産が取得すること、三・固有財産と信託財産の間で金銭等の貸借を行うこと、四・信託会社が信託財産に対して権利を取得すること、五・受託者が信託財産管理等に関して信託報酬以外の報酬を信託財産から受け取ること等が挙げられている<sup>13)</sup>。

投信法は、投資信託委託業者の委託者指図型投資信託受益者に対する忠実義務、善管注意義務(一四条)、行為準

則（二五条）、利益相反の恐れのある場合の書面交付（二八条）、投資法人に対する忠実義務、善管注意義務（三四条の二）、行為準則（三四条の三）、書面交付（三四条の六）、信託会社等の委託者非指図型投資信託受益者に対する忠実義務、善管注意義務（四九条の八）、行為準則（四九条の九）を規定する。

金融商品取引法は、金融商品取引業者による販売勧誘規制の他に、投資信託委託業者を含む投資運用業者についての忠実義務、善管注意義務（四二条）、自己取引、運用財産相互間取引の禁止（投資家の保護に欠ける恐れがないなど内閣府令で定めるものを除く）、価格などの変動を利用して自己、第三者の利益を図る目的での運用、通常の取引条件と異なり権利者を害する条件での運用、当該取引情報を利用して自己の計算で取引などを行うこと、その他投資家の保護に欠け、取引の公正を害するものとして内閣府令で定める行為の禁止（四二条の二）、自己執行義務（四二条の三）、分別管理義務（四二条の四）、金銭、有価証券の預託の受け入れ禁止（四二条の五）、金銭、有価証券の貸付の禁止（四二条の六）を定める。

以上のように、受託者の信託財産に対する権利について、忠実義務により、受託者が信託から利益を得ることなどが禁止され、信託財産の独立性、分別管理によってそれが徹底され、受益権の物権性によってこのことは強く要求されている（このことが基本的な性質である）。また信託業法において信託会社に対して信託財産の取引に関する規定が置かれ、金融商品取引法において投資運用業について顧客に対する貸付禁止規定等が置かれ、投信法においても同様の規制が存する。

受託者の忠実義務はこのように信託における基本的な義務であるが、対象財産、信託目的に応じて、内容、運用等

の相違が認められ、形式的に忠实義務違反の問題となる取引においても、基準の明確化等受益者に不利益のない一定の取引については認める必要性があるという指摘もある。この点について信託業法、改正信託法は合意などによる忠实義務違反排除の可能性を認める。改正信託法は、多様な事業、資産運用、資産調達を念頭に、セキュリティ・トラスト、自己信託、限定責任信託（信託財産責任負担債務も規定される）、目的信託を規定する（信託の変更、併合、分割も規定される）。そして、運用については、複数受益者の権利関係の調整、信託管理人、信託監督人、受益者代理人の規定が置かれた。受益権の譲渡、質入れ、受益証券発行に関する規定も置かれた。さらに信託内容の柔軟化として、善管注意義務、自己執行義務の任意規定化、合意等による忠实義務排除の可能性が認められた（合意排除できない権利は九二条に列挙される）。改正信託法においては、受託者の意思の働く余地が大きく、受託者の都合による信託運営が可能とされる（情報提供等内容の合理性を担保するものであり、信託監督人等受益者保護制度は存するが、基本的には合意が尊重される）。しかし、このように、金融目的信託の柔軟な運用を可能にする必要性、法人に代わる法的手段を柔軟に認めることの意義を強調するあまり、信託の本質的性質である個々の受益者の財産的権利が損なわれてはならず、受託者側のこのような合理性の必要性に関しては、基本的には厳密な受益者の合意が必要であると考えられる。

このような受託者の信託財産に対する権利に関する厳格な忠实義務の下で、信託銀行による金銭信託、特定金外信託の際の信託財産を基礎とした貸付も原則として認められないものと解される場合があり、銀行取引の実際上の運用を追認するのではなく、通常の預金を基礎とする貸付と同様に扱うことを可能とする場合には特にその点に関する受益者の了解が必要と解されるのであり、その了解についても包括的な約定によるだけでなく個別の了解が必要である



と解すべきである。個別に信託財産を基礎とする貸付よりも、信託を解除することによって金融を図る方が受益者の利益となる場合も考えられ、あるいは他の債権者に優先を認める場合も考えられうる。信託財産に関しては、受益者の利益が第一に考えられるべきである。

注

- (1) 角紀代恵「受託者による受益者に対する貸金債権を自働債権、受益者の受益債権を受働債権とする相殺の可否」大阪高判平成二二年一月二十九日判決・金法一六一七号四四頁、金法一六五二号七五頁、道垣内弘人「最近信託法判例批評」
- (二) (三) 金法一五九二号一九頁、一五九三号一八頁、木南敦「受託者が信託により受益者に対して負う債務と相殺」(上) (下) 金法一六六一号六頁、一六六二号五一頁。角教授、道垣内教授共に実質的法主体説を批判される。木南教授は受託者の二つの重要な仕事として、忠実義務・善管注意義務に従って信託財産を管理・処分することと信託行為の定めに従って受益者に利益を享受させることがあるとし、受託者が受益者に信託の利益を享受させるために負う債務と受益者である者が受託者である者に負う債務が相殺可能であるとす。
- (2) 四宮和夫『信託法(新版)』(一九八九)一八六頁。能見善久『信託法』(二〇〇四)四八頁、新井誠『信託法(第二版)』(二〇〇五)二二五頁以下も同様。
- (3) 四宮前掲書一八六頁。
- (4) 能見前掲書四八―五二頁。
- (5) 新井前掲書二二六頁以下。

- (6) 中野正俊『信託法講義』(二〇〇五)一六九―一七一頁。
- (7) 四宮前掲書一八七頁。この点について、角前掲判例評釈、道垣内前掲判例批評は批判する。
- (8) 能見前掲書五四―五九頁。角前掲評釈は本件事例における法定相殺を忠実義務に反しなくとする。
- (9) 四宮前掲書一八八―一九頁。
- (10) 能見前掲書五二―五四頁。
- (11) 道垣内前掲判例批評も銀行取引約定による相殺を是認する。
- (12) 松井秀征「受託者の受益者に対する貸金債権と信託受益権との相殺」ジュリスト一二三七号二四七頁
- (13) 道垣内弘人「最近信託法判例批評(三)」金法一五九三号一八頁。
- (14) 道垣内弘人「最近信託法判例批評(一)」金法一五九一号四〇頁。
- (15) 松井前掲判例評釈。
- (16) 四宮前掲書三四七頁以下。新井前掲書二四九頁以下、中野前掲書二〇五頁以下。
- (17) 能見前掲書二五四頁以下。
- (18) 道垣内弘人「最近信託法判例批評(二)」金法一五九一号四〇頁。
- (19) 角紀代恵「信託契約および銀行取引約定書七条一項による受託者による信託の解約―神戸地判平一二・一・二七の検討―」金法一五九六号六三頁。
- (20) 島田享子「配当基準債権確認の利益・特別清算申立てによる信託契約解除」ジュリスト一二四七号一六一頁。
- (21) 道垣内前掲判例批評(一)四四頁。

- (22) 角前掲判例評釈六四頁。
- (23) 道垣内前掲判例批評(三)二二頁、(四)六九頁。
- (24) 島田前掲判例評釈一六二頁。
- (25) 高橋宏志「手形上の商事留置権の破産手続開始後の留置的効力」倒産判例百選(第四版)一〇六頁、伊藤靖史「債務者の破産宣告と商事留置権の効力」商法(総則商行為)判例百選(第四版)一〇二頁など。
- (26) デイヴィッド・ヘイトン『信託の基本原理』新井誠監訳、三菱信託銀行信託研究会訳(一九九六)一五一頁以下。
- (27) デイヴィッド・ヘイトン「受託者の職務に関する削減できない核心内容」拙訳、商大論集五〇巻一号一三九頁、デイヴィッド・ヘイトン「英米法における信託固有の特徴」拙訳、商大論集六五巻一号八三頁。
- (28) 四宮前掲書二三一頁以下。
- (29) 能見前掲書七五頁以下。
- (30) 能見前掲書八七―八八頁。
- (31) 新井前掲書五六頁以下。
- (32) 新井前掲書一六三頁以下。
- (33) 神田秀樹監修・著、阿部泰久・小足一寿著『新信託業法のすべて』(平成一七年)八六頁以下。